

八代市農業再生協議会
会長 山住 昭二 (公印省略)

令和3年度収入減少影響緩和交付金(ナラシ)の交付申請書の提出について(依頼)

春暖の候、皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、当協議会の運営につきましては、平素より格別のご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、収入減少影響緩和対策は、当年産の販売収入が標準的収入を下回った場合に、その差額の9割を補填する仕組みとなっておりますが、令和3年度産につきましては、ナラシ発動の可能性があります。つきましては、発動がないこともあり得ますが、決定から申請までの期間が短いため、事前に下記の書類の提出をお願いします。期日を過ぎますと受付ができませんのでご注意ください。

なお、収入減少影響緩和交付金の申請には、認定農業者であることが条件となっておりますので、この点についても併せてご確認をお願いします。

記

1. 提出書類

(1) 収入減少影響緩和交付金の交付申請書(様式第10-1-③号)

※記入例をご参照のうえ、交付申請書の記入内容を確認後、提出して下さい。

(2) 添付書類

●協議会へ事前に報告があった業者(下記参照)へ出荷された方は、添付書類は必要ありません。

●事前に協議会に報告がなかった業者に出荷された方は、申請者ご自身で、下記の添付書類が必要です。

① 農産物検査結果通知書の写し

② 購入先が発行した購入されたことを証明する書類

(仕入伝票、米買入証明書、仕切書など)

又は、生産者が発行した販売されたことを証明する書類

(販売契約書、領収書、納品書、請求書など)

※ 添付書類を提出する前に、年産、産地、品種銘柄、等級、玄米・精米の区別、量目、日付などが正しく記載されていることをご確認ください。

添付書類が必要ない出荷先 (農産物検査結果証明書(3等以上)、出荷数量を事前に報告済)		
八代地域農業協同組合	株式会社大洲産業	八代食糧株式会社
株式会社坂本食糧	株式会社タナカ農産	株式会社たかき
(名)白石商店		

(注)検査のみの場合は、出荷伝票等が必要になります。

(順不動 敬称略)

2. 提出期限

令和4年4月20日(水) 期限厳守

3. 提出方法

・同封の返信用封筒で郵送

・八代市役所農業振興課、八代市各農林水産地域事務所、JAやつしろ本所(営農部)、JAやつしろ各営農センターへご提出ください。

【交付申請対象米穀の条件】

- 令和3年産主食用米 (種子用又は用途限定米穀は除く)
- 登録検査機関で農産物検査を受検し、3等以上に格付されたもの
- 令和4年3月31日までに販売及び販売の契約を締結したもの

お問合せ 八代市農業再生協議会(八代市農業振興課内) TEL33-8751(担当 大浜、永野)